

大阪市市税条例の一部を改正する条例急決専決処分報告について

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の一部が平成25年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月30日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成25年5月15日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項、第5項、第8項及び第11項中「第42条の9第4項」を「第42条の9第4項、第42条の12の3第5項」に改める。

第54条第6項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業及び旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

第64条第3項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改める。

第113条の3第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業

を含む。)」を削る。

附則第28項の2第1号イ中「又は法」を「又は地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正前の法（以下「平成25年改正前の地方税法」という。）」に改める。

附則第28項の4第1号イ、第46項の2第1号イ及び第46項の4第1号イ中「又は法」を「又は平成25年改正前の地方税法」に改める。

附則第115項中「附則第15条第5項」を「附則第15条第22項」に改める。

附則第132項及び第135項中「第33項」を「第30項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

3 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（大阪市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 大阪市市税条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「新条例」を「大阪市市税条例」に改める。

大阪市市税条例（抄）

（法人税の繰越控除に係る法人税割の減額）

第53条 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第57条第1項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項、第3項及び第4項において同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額（同法第2条第19号の2に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第12項及び第13項において同じ。）とみなされたもの及び同法第81条の9第4項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。第3項及び第4項において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第58条第1項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第4項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。第3項及び第4項において同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、**第42条の12の3第5項**、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

2 - 4 省 略

5 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（0（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあつては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、0を超えるものをいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、**第42条の12の3第5項**、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6 - 7 省 略

8 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第80条（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定によつ

て申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、**第42条の12の3第5項**、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第10項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

9-10 省 略

11 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第81条の18第1項第4号に掲げる金額（以下この項から第13項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、**第42条の12の3第5項**、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

12-14 省 略

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 省 略

2-5 省 略

6 土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業及び旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む。）の施行に係る土地については、法令若しくは規約等に定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項及び第55条の3第4項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことがある。

7-9 省 略

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第64条 省 略

2 省 略

3 法附則第15条第10項の条例で定める割合は、3分の2とする。

第9項

(特別土地保有税の納税義務者等)

第113条の3 省 略

2 - 3 省 略

4 土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。）又は土地改良法による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む。）の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもつて当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を当該仮換地等である土地に係る第1項の土地の所有者等とみなして、特別土地保有税を課する。

5 - 6 省 略

附 則

1 - 28 省 略

28の2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 平成25年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成24年度分の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349

条の3又は法
地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改
正前の法（以下「平成25年改正前の地方税法」という。）

附則第15条から第15条の3まで

の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

(2) 省 略

28の3 省 略

28の4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 平成24年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成24年度分の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける平成24年度類似特定用途宅地等 当該平成24年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成24年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3又は法
附則
平成25年改正前の地方税法

第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

(2) 省 略

28の5-46 省 略

46の2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 平成25年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成24年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法
附則第15条から第15条の3まで
平成25年改正前の地方税法

の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

(2) 省 略

46の3 省 略

46の4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 平成24年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成24年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける平成24年度類似特定用途宅地等 当該平成24年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成24年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法
平成25年改正

附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、**当
前の地方税法**

該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(2) 省 略

46の5 - 114 省 略

115 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの（附則第121項において「特定一般社団法人」という。）については公益社団法人とみなし、整備法第40条第1項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの（附則第121項において「特定一般財団法人」という。）については公益財団法人とみなして、法第348条第2項第9号、第9号の2、第12号及び第26号並びに第7項並びに法附則第15条第5項の規定を適用する。

第22項

116 - 131 省 略

132 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市長（法第389条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は大阪府知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良

された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の2の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額(法第349条の3又は法附則第15条(第33項第30項を除く。))から第15条の3までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の2分の1の額)とする。

133-134 省 略

135 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産(以下この項において「対象区域内償却資産」という。)の同日における所有者(当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市長(法第389条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は大阪府知事)が認める償却資産を取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)した場合における当該取得された償却資産(当該対象区域内償却資産又は当該取得された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち対象区域内償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の2の規定にかかわらず、当該償却資産が取得された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額(法第349条の3又は法附則第15条(第33項を除く。))から第15条第30項

の3までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の2分の1の額)とする。

136-148 省 略

大阪市市税条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第69号）（抄）

附 則

1 - 6 省 略

7 前項の場合における新条例 の規定（固定資産税又は都市計画税に関する部分に限
大阪市市税条例

る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の右欄に掲げる字句とする。

| | |
|---|---|
| 省 | 略 |
|---|---|

8 - 19 省 略

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略